

平成22年8月1日から、 父子家庭のみなさまにも児童扶養手当が支給されます！

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。

<父子家庭の支給要件は？>

次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②母が死亡した子ども
- ③母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④母の生死が明らかでない子ども
- ⑤その他（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

<手当額(月額)は？>

受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

- 児童1人の場合
全部支給：41,720円、一部支給：41,710円～9,850円
- 児童2人以上の加算額
2人目：5,000円、3人目以降1人につき：3,000円



<父子家庭の方が受給するためには？>

児童扶養手当を受給するには、町への申請が必要です。役場保健福祉課で手続きをしてください。

- 平成22年7月31日までに支給要件に該当している方
→11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。
- 平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方
→11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。
- ※11月30日を過ぎると、申請の翌月分からの支給になりますので、早めに手続きをお願いします。
- ※8月～11月分が支給されるのは12月です。

<申請に必要なものは？>

戸籍謄本（抄本）、住民票、手当の振込を希望する預貯金通帳の写し、年金手帳、印鑑

◎問い合わせ先 役場保健福祉課福祉係（内線273）

地デジに関連した詐欺・悪徳商法等にご注意ください！

地デジに関連して、役場及び役場から依頼を受けた業者等が、町民の皆様に金銭を請求するような調査を行うことは一切ありません。

地デジに関連して、不審者の訪問や疑わしいと思われる金銭の請求を受けた場合には、すぐに家に上げたり代金を支払ったりせず、警察署又は役場までご相談ください。



地上デジタル放送を視聴するための
準備をお願いします。

◎問い合わせ先 役場総務課企画室企画係（内線207・208）